

議案第19号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年4月1日付けで兵庫県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議決を求める。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川暢三

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表中「洲本市・南あわじ市衛生事務組合」の次に「、北はりま消防組合」を加える。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成23年4月1日付、新設された北はりま消防組合の加入に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの。